

令和5年度第14回都市経営会議 令和5年（2023年）10月25日（水）開催

1 令和5年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ ハーフマラソン実施事業について、10マイル部門が最も参加料収入を得られる部門であるが、定員2,500人に対し申込人数が現状1,100人となり補助金の増額が必要な状況となっている。補正予算額をあくまで上限とし、最大努力を重ね、経費節減と参加者募集に力を注いでいきたい。
- ・ 霊園特会に関する補正である。長尾山霊園について、平成28年度以前に申し込まれた方は、区画返還時に永代使用料の半額を還付するという条例になっていたが、昨年度の3月議会で半額還付の条項をなくし、本年12月末までの経過措置期間を設けている。日々窓口での相談件数が増えており、積み増しさせていただいた。

2 令和5年度宝塚市水道事業会計補正予算（第1号）について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

3 令和5年度宝塚市病院事業会計補正予算（第2号）について

【提 案】 市立病院

【結 果】 継続審議

【質疑等】

- ・ 市から繰出金を入れているにも関わらず、光熱水費を減額するのはどういうことか。市から補助があることを理由に減額するのは違和感がある。
⇒ 令和3年度と比較して、令和4、5年度と光熱水費が高騰しているため市からの繰入があり今回補正するものだが再度検討する。
- ・ 入院人数と単価を見込み過ぎているのではないかという意見が当初から出ていたと思う。説明できるよう準備をしっかりとお願いしたい。

4 宝塚市新型コロナウイルス対策思いやり応援基金条例を廃止する条例の制定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 残額をふるさとまちづくり基金に積み立てるのも賛成だが、積み立てた基金の用途を新型コロナウイルス感染症対策の関連事業に限定しているように見える。ふるさとま

ちづくり基金の趣旨に則り、「感染症対策の関連事業をはじめ」程度の表現とし、限定的でないことが分かるように修正してはどうか。

⇒ そのように修正する。

5 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

6 宝塚市都市公園条例の一部を改正する等の条例の制定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 継続審議

【質疑等】

- ・ NTNの跡地利活用の基本方針から、シビックゾーンの有効活用は掲げてきているところであるが、元々は社会教育課が所管した方が良いとの判断のもと現行の形となっているため、もう少しポジティブな理由を記載いただきたい。

⇒ 令和5～7年度で策定するパークマネジメント計画の中で利活用を図る前提で駐車場については公園河川課で暫定的に管理するという位置づけで提案させていただいている。

- ・ 指定管理者選定の条例を見ると、市長が管理する施設となっているが、社会教育課（教育委員会）所管の施設で間違いはないか。

⇒ 補助執行という形で社会教育課が市長部局の事務の一部を担う整理になっている。

- ・ 指定管理料が年間382万程度かかっているように思うが、指定管理で収入を得る場合と、委託料方式で収入を得る場合のコスト比較はされているのか。指定管理ではなく委託という選択をしているが、コスト比較をした際に、後者の方がはるかに経費が削減されるなどの理由があるのか。市としてどのように考えを整理しているか。

⇒ 指定管理期間中は年間382万円で実施している。事業者に変更して単年度での見積もりを取ったところ、1～3年で各年度455～468万程度になることを確認している。

- ・ 指定管理を3年延長する場合も委託料方式の場合と同程度の金額になると考えて良いのか。

⇒ 同程度の金額と聞いている。指定管理については基本5年間ということを知っており、今回契約の内容からは除外した。

- ・ パークマネジメント計画との検討や整合を図りながら民間活用を考えるとあるが、同計画の策定が令和7年度までかかると考えた場合、2～3年は駐車場のまま契約していくことを思えば、指定管理が基本5年であったとしても、次の期間を見据えて指

定管理期間の延長を行った事例もあるため、その辺りはしっかり説明できるようにしておいてほしい。

7 市道路線の認定について

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

8 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

9 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

10 阪神水道企業団規約の変更に関する協議について

【提 案】 上下水道局

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 阪神水道企業団の1日の最大給水量は1,128,000 m³であり、それを各市で分け合う形となっている。この度、明石市が加入される分は、他市が少しずつ減らして賄うこととなっているが、もし本市が水をもう少し使用したいという話になった場合、他市に減量をお願いすることになるのか。

⇒ 本市が現状より給水量を増やしたい場合は他市から分けてもらうしかない。本市が令和6年度から増量することができたのは、令和9年度から阪神水道企業団が給水量をダウンサイジングされる予定があり、それに合わせて本市以外の構成市4市が1日最大給水量を減量したいという話をしたためである。神戸、尼崎、西宮、芦屋市は、本当はもう少し減量したい状況のようである。

11 「市立温泉利用施設の今後の方向性について」における今後の検討と対応について

【提 案】 産業文化部

【結 果】 継続審議

【質疑等】

- ・ 第1優先取組の検討が不十分であるため、まずはその検討を進めるために2年間指定管理期間の延長をしたいという話ではないのか。資料をシンプル化していただきたい。

⇒ 修正する。